

議員提出議案第1号

予算特別委員会における木梨もりよし議員の発言に対する警告決議
上記の議案を提出する。

平成26年3月18日

提出者	杉並区議会議員	富本	卓
	同	大熊	昌巳
	同	島田	敏光
	同	北	明範

杉並区議会議長 大泉 時 男 様

予算特別委員会における木梨もりよし議員の発言に対する警告決議

議員は正当に選挙された区民の代表者であり、議員の発言は区民の声でもある。また、我々議員の意見は、区政を運営する上で重いものであるということ認識しなければならない。

こうしたことから、私たち区議会議員の発言は「発言自由の原則」により保障されている。しかしながら、これは何を言ってもよい、というものではなく、議会の規律、品格を乱すような発言は厳に慎まなければならない。

議員として、秩序ある議会運営に協力し、その責務を遂行してこそ、議会制民主主義の確立に寄与するものである。

それにもかかわらず、平成26年3月17日開会の予算特別委員会における、木梨もりよし議員の発言の中に、委員会の審議に関係のない、個人に対する不適切な言葉が発せられた。

このことは大変遺憾であり、本来であれば、自ら撤回すべき発言である。

杉並区議会は区民の信託を受け、規律ある議会運営を行い、区民が暮らしやすい杉並区を築くために邁進すべきである。こうしたことから、杉並区議会は、木梨もりよし議員に対し、厳重に注意するとともに、議員としての責務を認識するよう警告する。

以上、決議する。

平成26年3月18日

杉並区議会